

## 便利になる?! マイナンバーカード

政府は今年の6月4日、デジタル・ガバメント閣僚会議を開き、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針を決定しました。今回は、この政府の促進策についてお伝えします。

### (1) 自治体ポイントの活用

自治体ポイントとは、自治体が任意で発行するもので、お持ちのクレジットカードのポイントを自治体ポイントへ移行したり、介護やボランティアといった地域活動に参加すると得ることができます。そしてそのポイントは、1ポイント=1円で地域商店街でのお買い物や地域の施設の入場料などに利用できます。この自治体ポイントを利用するにはマイナンバーカードが必要になるのですが、あまりにも知名度が低く、貯める・使えるところも多くありません。そんな現状を打破するために、政府は基本的な制度設計の検討を加速することにしました。その中で総務省は令和2年夏頃から自治体ポイントを開始し、「自治体ポイントを一定額購入すると、プレミアムが上乘せられる」と発表しています。HPでは現在準備中として詳細は決まっていないようですが、内容によっては盛り上がるかもしれません。

### (2) マイナンバーカードの健康保険証利用

マイナンバーカードの健康保険証利用は、令和3年3月から本格運用されます（これまでの保険証も利用可能です）。令和4年度中には全国ほぼ全ての医療機関が対応できるようにするため、政府はシステムの整備を支援します。さらに政府の運営サイト【マイナポータル】では、特定健康診査の情報や過去の投薬履歴を見ることができるようになります。また、税務面でも令和4年1月からは確定申告の手続きにおいてマイナポータルを活用した医療費情報を取得した場合には、その医療費に係る領収書の保存が不要となるため、マイナンバーカードの取得推進が期待されます。

### (3) マイナンバーカードの円滑な取得・更新の促進等

マイナンバーカード発行が進まない理由として、手続きの面倒さもあります。役所に出向かないといけない・写真が必要・通知カードが届いた時の書類をなくした…など。現在でも開庁時間の延長や無料写真撮影などでマイナンバーカードの発行を推進している自治体もありますが、政府は、市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとしています。具体的な工程表は8月を目途に公表されます。

平成27年10月のマイナンバー制度開始から4年近く経過しましたが、マイナンバーカードの国内発行率は全国民のうち約13%（1700万枚）です。政府は、「令和4年度中にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定」としており、すでにカードを発行する地方公共団体システム機構は6月12日、「《個人番号カード用ICカード製造業務等》」として3社に合計5500万枚の入札公告を出しました。現在、余っている1200万枚と合わせて約8410万枚、つまり発行率が一気に7割近くまで増えると踏んでいるようです。

現時点では、マイナンバーカードを持っていないことによるデメリットがほとんどないように感じますが、上記の促進案で7割近くまで増えるのでしょうか。詳細情報が発表されるのを楽しみにしたいと思います。

(文責 大林 慶子)